

資料 ①

南部こども相談センター

南部こども相談センター再移転について

こども青少年局

南部こども相談センター

1 趣旨（概要）

南部こども相談センターは、大規模改修工事期間中、中央こども相談センター分館（中央区森ノ宮中央1丁目）を仮庁舎として運営していましたが、改修工事を終え、令和8年8月29日（土）に平野区喜連西6丁目の庁舎に再移転し、8月31日（月）より業務を開始します。

2 目的

南部こども相談センターの再移転に関する情報提供

3 その他（スケジュール・他の課長会での説明予定等）

- ・今後、子育て支援室チームリーダー会議で説明予定

南部こども相談センター再移転について

資料 ①
南部こども相談センター

令和8年8月末に南部こども相談センターが、庁舎の大規模改修を終え、仮移転中の中央こども相談センター分館（中央区）から**平野区喜連西6丁目に再移転**します。

南部こども相談センター

〒547-0026

大阪市平野区喜連西6-2-55

電話(06) 6718-5050（代表）

ファックス(06) 6718-5162

OsakaMetro谷町線

「喜連瓜破駅」徒歩5分

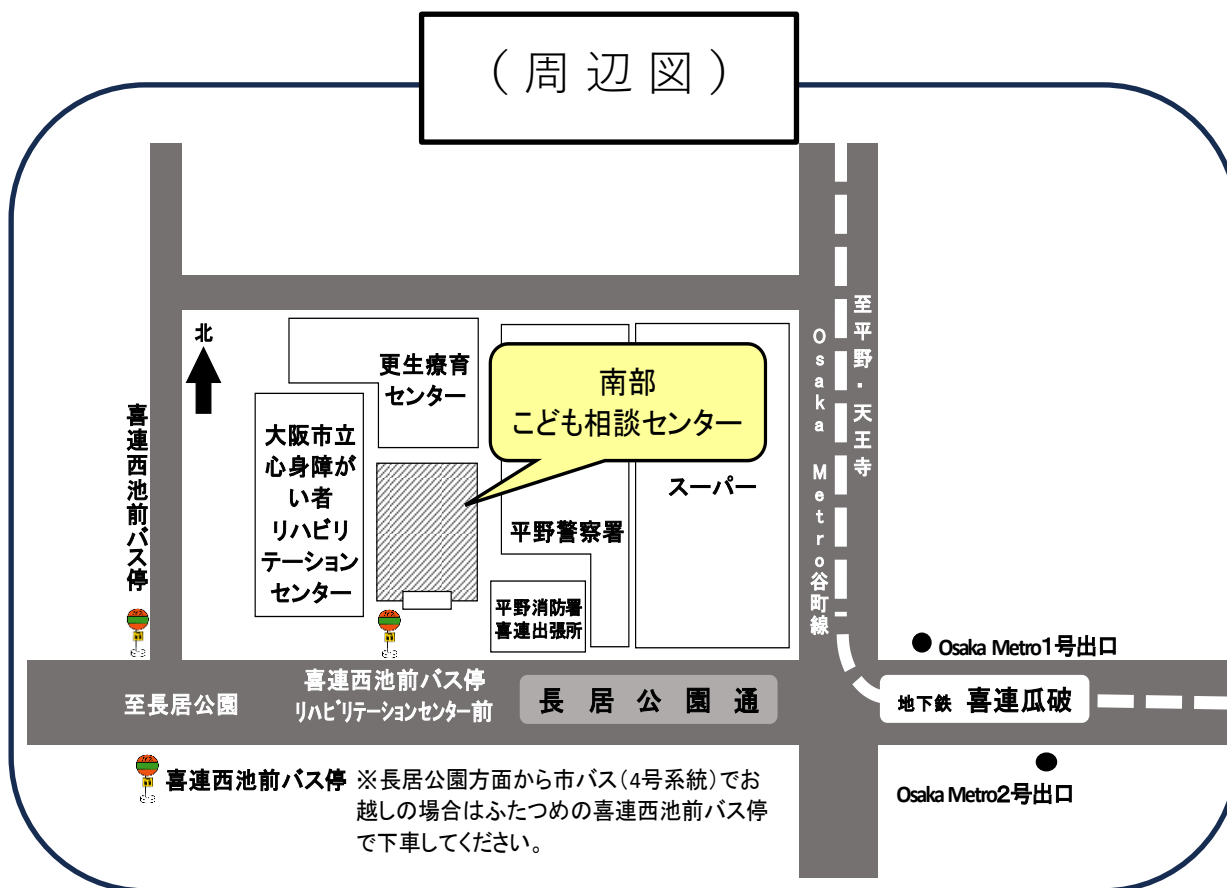
大阪シティバス4号・5号系統

「喜連西池前」下車

【管轄区】

阿倍野区・東住吉区・平野区

（周辺図）



大阪府強度行動障がい児者支援事業（集中的支援加算）に係る
事務処理について

障がい者施策部障がい支援課

1. 概要

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において創設された「集中的支援加算」に係る強度行動障がい児者支援事業について、こども家庭庁及び厚生労働省より実施に向けた体制整備が求められているところであるが、今般、大阪府内においては大阪府が一体的に事業実施することとなったため、それに伴う支給決定機関としての区での事務処理をお示しする。

2. 事業の目的

強度行動障がいを有する者が、状態が悪化することにより、サービスや支援につながらない、現状の生活の維持が難しくなる、職員が疲弊し支援力が落ちる、等の課題が発生することから、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理を、広域的支援人材が当該事業所等とともにを行い、環境調整を進めることを目的とするもの。

3. 事業の流れ

（1）全体フロー

別添資料のとおり。

（2）区における事務処理

- ①事業所からの申請書類の受付
- ②必要性の確認と意見書作成
- ③府の決定内容の事業所宛て連絡
- ④支援計画及び実施報告書の受領及び保管

4. 今後の予定

区担当者向け説明会 令和8年7月8日（水）

開始（申請受付）時期 令和8年7月中旬（大阪府と調整中）

大阪府強度行動障がい児者支援事業 (集中的支援加算) に係る事務処理について

大阪府強度行動障がい児者支援事業（集中的支援加算）の概要について

○事業の目的

強度行動障がいを有する者が状態が悪化することにより、サービスや支援につながらない、現状の生活の維持が難しくなる、職員が疲弊し支援力が落ちる、等の課題が発生することから、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理を、広域的支援人材が当該事業所等とともにを行い、環境調整を進めることを目的とするもの。

○経緯

- 令和6年度の報酬改定で「集中的支援加算」が創設され、こども家庭庁及び厚生労働省より、令和6年3月19日付で「状態の悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援の実施に係る事務手続等について」という通知が発出。
- 当該通知では、強度行動障がい児者への「集中的支援」について、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市に対して実施に向けた体制整備を求めている。（政令指定都市である大阪市も対象）
- 他方で、都道府県で一体的に運用することも可能としていることを踏まえ、大阪府域については、令和8年度から府域全を対象として大阪府が一体的に「集中的支援」を実施することとなった。
- 当該通知では、都道府県が一体的に運用する場合には、支給決定機関が集中的支援を希望する事業所等から「実施依頼の申請を受け付け」「集中的支援の必要性を検討し」「必要性を認めた場合に、都道府県に対して集中的支援の実施を依頼する」等の事務を担うことから、各区においても事務が発生する。

○集中的支援加算の概要

（１）集中的支援加算（Ⅰ）1,000単位／日 （＊１）

＜事業所訪問型＞

強度行動障がいをもつ者の状態が悪化した場合において、広域的支援人材（＊２）が下記対象サービスの事業所を訪問し、集中的な支援を行った場合、3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加える。

※本加算を算定する事業所は、広域的支援人材に対して、1日あたり20,000円を支払う。

（約10,000円は加算により充当、差額の10,000円は事業所が負担する。）

＜対象サービス＞

療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス

（＊１）R8年度については、集中的支援加算（Ⅰ）を実施し、入所児童や集中的加算（Ⅱ）については、大阪府が来年度以降の実施を検討している。

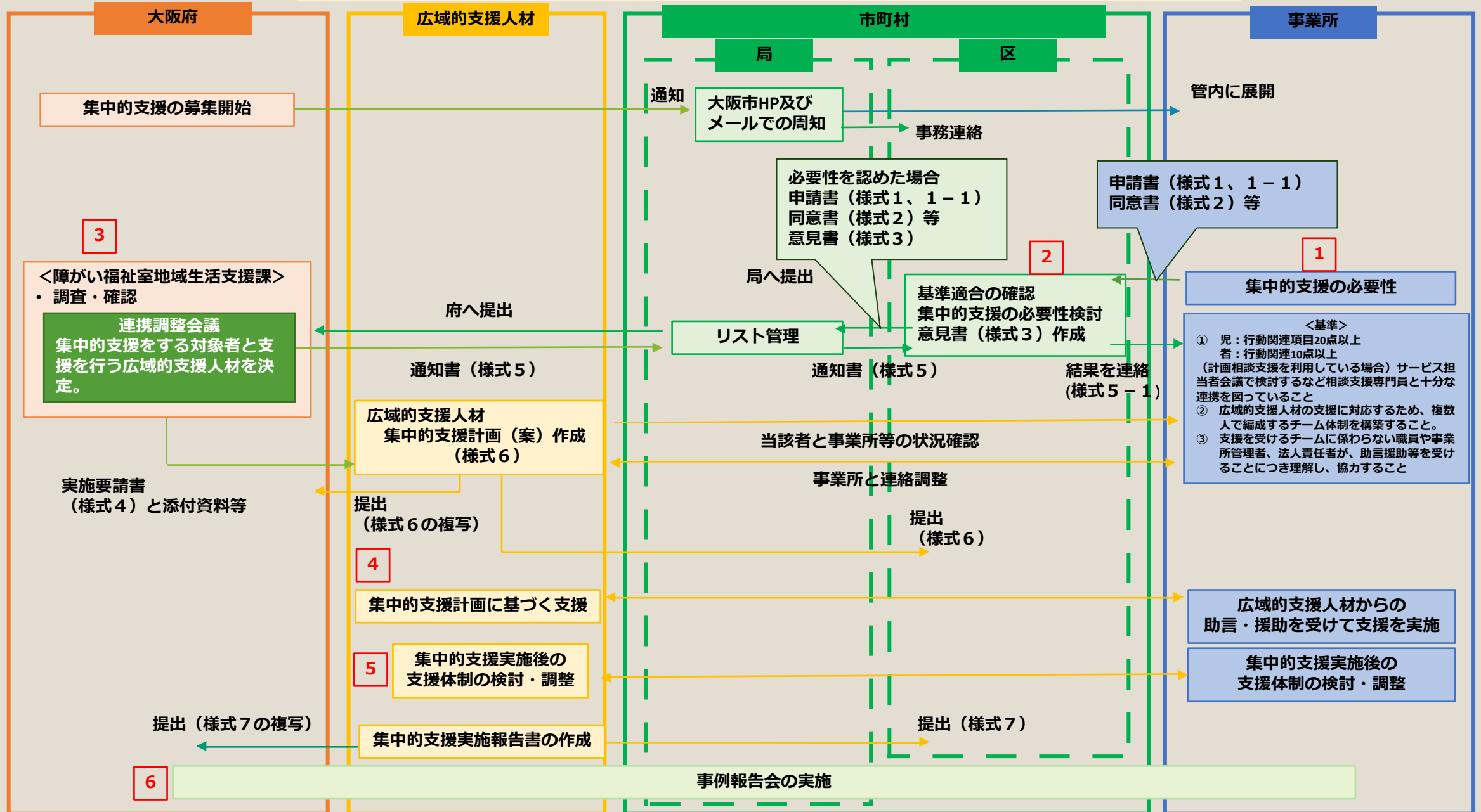
（＊２）広域的支援人材は、国から示されている基準等を元に大阪府が認定

（参考）集中的支援加算(Ⅱ) 500単位／日 ※居住支援活用型

強度行動障がいをもつ児者の状態が悪化した場合において、集中的な支援を提供できる体制を備えているものとして都道府県等が選定する入所施設が、他の障がい福祉サービス等を行う事業所から当該障がい児者を受け入れ、集中的な支援を行った場合、3月以内の期間について、1日につき所定単位数を加算する。

集中的支援実施に係る全体フロー

令和8年度大阪府における集中的支援加算の申請手続きの流れについて ※こども家庭庁・厚生労働省資料を加工



今後のスケジュールについて

主体	R8年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
大阪府			・ 説明会 ・ 募集の周知 (HP更新等)	・ 募集の周知 (HP更新等)	審査	連絡会議	支援実施				報告会	
市町村				募集受付	大阪府へ提出	通知発出						

● 大阪府としては令和 8 年 7 月中旬からの募集開始を検討中。

障がい福祉サービス等に係る質の確保・向上に関する検討調査における
支給決定事務の実態調査（職員アンケート）の実施について

障がい者施策部障がい支援課

1．概要

- ・ 本市では、障がい福祉サービス等の利用者、事業者並びに給付費の増加が見込まれる中、障害者総合支援法等に基づく自治体としての責務を果たすべく、真に支援が必要な障がい者等に対して良質なサービスを提供していくため、本年度に「障がい福祉サービス等に係る質の確保・向上のためのアクションプラン（以下「アクションプラン」という。）」を策定する。
- ・ アクションプランでは、5つの取組の柱を掲げ、障がい福祉サービス等に係る質の確保・向上と給付の適正化の取組を推進していくこととし、現在策定に向けて検討調査を実施している。
- ・ その柱の1つである「支給決定等のあり方の見直し」では、必要かつ適正なサービス水準のもと、支給決定の手続きの透明性・公平性を確保していくため、次のとおりアンケート調査を行う。

2．アンケート調査の目的（趣旨）

各区保健福祉センターにおける障がい福祉サービス等の支給決定事務に係る実態を把握し、今後の支給決定等のあり方検討を行うことを目的として実施する。

3．事業内容

（1）対象者

障がい福祉サービス等の支給決定事務担当者（会計年度任用職員を含む）

（2）調査時期

令和8年7月下旬から3週間程度

（3）調査項目（案）

- ア 支給申請等の受付について
- イ 市民・事業所からよくある問い合わせについて
- ウ 就労継続支援等の在宅利用に係る支給決定について
- エ 原則日数を超える支給決定について
- オ 計画相談支援・障がい児相談支援の利用状況について
- カ 介護保険対象者の支給決定について
- キ その他

(4) 調査設問数

30 問程度

(5) 回答方法

無記名による SharePoint での回答（任意回答）

集計・分析は、検討調査業務の委託先であるアクセンチュア株式会社が行う。

4 . 今後のスケジュール等

7 月中旬頃：アンケート調査票の作成

7 月下旬頃：各区保健福祉センターへ事務連絡による実施依頼

障がい福祉サービス等に係る質の確保・向上に関する検討調査

参考

■ 概要

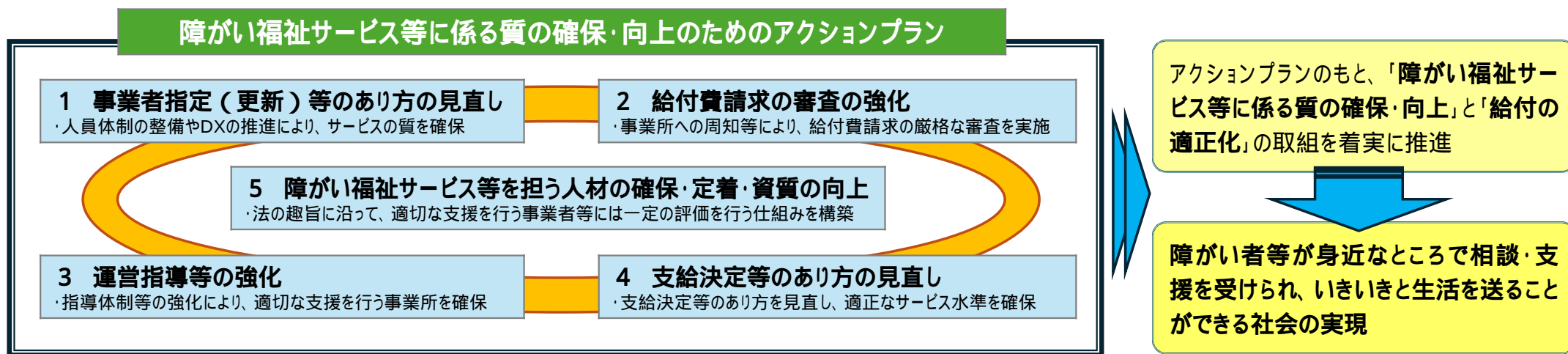
- 障がい福祉サービス等の利用者、事業者並びに給付費の増加が見込まれる中、障害者総合支援法等に基づく自治体としての責務を果たすべく、真に支援が必要な障がい者等に対して良質なサービスを提供していくための「アクションプラン」の策定に向けた取組を実施する。

■ 課題

- 障がい福祉サービス事業者の人材の確保・定着・資質の向上を図りながら、事業者の指定、給付費請求の審査、事業者への運営指導を強化していく必要がある。
- 支給決定プロセスの透明性やサービス支給の公平性を確保していく必要がある。
- 適正なサービス水準を確保しながら、事務のあり方等の見直し、DXの推進や体制整備等により給付の適正化に取り組み、障がい福祉サービス等の質の確保・向上を図っていくことが重要である。

■ 方向性

- 課題への対応策として、次の5つの取組の柱のもと、各手法による優先的・中長期的な取組を整理し、達成すべき明確な目標、実施すべき具体的な項目及びロードマップ等を定め、着実に適正化等を実施していくための「アクションプラン」を令和8年度中に策定・公表し、3か年計画として翌年度以降に取組を推進する。



資料 4

令和 8 年度 社会福祉主事資格認定通信課程（公務員課程） 履修状況等に関する情報提供について

福祉局生活福祉部地域福祉課

1 趣旨（概要）

令和 8 年度 社会福祉主事資格認定通信課程（公務員課程）にかかる履修状況等の確認について説明を行う

2 目的

社会福祉主事資格認定通信課程においては、修了（資格取得）にあたって 1 ～ 4 学期及び修了テストの計 5 回の課題提出が必須であることから、受講者の履修状況等について把握し、必要な勧奨を実施する

3 事業内容

（1）対象者

令和 8 年度社会福祉主事資格認定通信課程受講者のうち、公費負担により受講している職員

【福祉業務主管課】 計 11 名

都島区 1 名 福島区 2 名 西区 2 名 浪速区 1 名 淀川区 1 名
東成区 1 名 生野区 2 名 東住吉区 1 名

4 その他（スケジュール・他の課長会での説明予定等）

・令和 8 年 7 月 8 日 生活支援担当課長会において、保護課より同様の説明を行う予定。生活支援担当課長会での説明の後、区役所に対して文書を発出。

・報告にあたっての具体的な事務については、7 月 16 日の福祉業務主管係長会で説明を行う予定。

(案)

令和8年7月 日

該当区福祉業務主管課長 様

該当区生活保護業務主管課長 様

福祉局生活福祉部福祉業務支援調整担当課長

福祉局生活福祉部保護課長

令和8年度 社会福祉主事資格認定通信課程（公務員課程）

履修状況等に関する情報提供について（依頼）

標題について、各所属におかれましては、受講者の履修状況等について適宜ご確認いただき、今年度の履修状況等について次のとおり情報提供くださいますようお願いいたします。

記

1 情報提供内容

（1）提供書類

別紙「令和8年度 社会福祉主事資格認定通信課程（公務員課程）履修状況等一覧」

※ 提供期限日時点の答案提出日・履修状況について情報提供してください

※ 情報提供の対象は公費負担対象の職員のみとします

（2）提供期限・提供先

【提供期限】 1回目：令和8年10月 9日（金）

2回目：令和8年12月10日（木）

3回目：令和9年 2月10日（水）

4回目：令和9年 4月 9日（金）

※スクーリングについては、修了後速やかにご報告ください

【提供先】

（福祉業務主管課）別紙「履修状況等一覧」をメールにて地域福祉課 石本あて送付

（生活保護業務主管課）別紙「履修状況等一覧」をメールにて保護課 邨上あて送付

2 その他

- ・ 答案提出期限の目前にも、適宜提出の勧奨を行ってください。
- ・ 履修状況については、受講者本人あて送付される「履修状況通知（成績票）」（葉書）に記載されていますので、必ず原本確認を行ってください。
- ・ 4回目後の履修状況等についてはご提供いただく必要はありませんが、本通信課程が修了できないことが判明した場合には、早急に担当者あて連絡してください。

【提供先・担当者】

・ 福祉局生活福祉部地域福祉課 石本（06-6208-7952）

メール：fa0019@city.osaka.lg.jp

・ 福祉局生活福祉部保護課 邨上（06-6208-8012）

メール：fa0021@city.osaka.lg.jp

令和 8 年度 社会福祉主事資格認定通信課程（公務員課程）履修状況等一覧

【確認方法】

- ・ 答案提出日については、受講者本人への口頭確認等により確認してください。
- ・ 提出期限内に中央福祉学院あて答案等の提出がない場合は即「未修了」扱いになりますので、各所属課長等から必ず答案提出締切日前に確認をしてください。
- ・ 履修状況（結果）については、受講者本人あて送付される「履修状況通知（成績票）」（葉書）に記載されていますので、必ず原本確認を行ってください。

福祉局への回答期限				10/9	10/9	10/9	12/10	12/10	2/10	2/10	4/9	適宜	
No.	氏名	勤務先	業務主管課	1 学期		2 学期		3 学期		4 学期	修了テスト	スクーリング	
				答案提出日	履修状況	答案提出日	履修状況	答案提出日	履修状況	答案提出日	答案提出日	回次	履修状況
例)	淀屋橋 太郎	〇〇区 保健福祉センター	生活保護	7月20日	修了	9月23日	修了	11月19日	修了	1月20日	3月8日	第 1 回	修了
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													

※スクーリング日程は受講者により異なりますので、適宜確認の上、上記回答期限のいずれかと併せて回答してください

※4 学期・修了テストは答案提出日のみ回答してください

（参考：学習スケジュール）

	答案提出締切日	履修状況通知
1 学期（6/1～7/31）	7/31（金）	9 月下旬発送
2 学期（8/1～9/30）	9/30（水）	11月下旬発送
3 学期（10/1～11/30）	11/30（月）	1 月下旬発送
4 学期（12/1～1/31）	1/31（日）	3 月下旬発送
修了テスト	3/15（月）	—

（参考：スクーリング日程）

回数	日程	回数	日程
第 1 回	7 月14日（火）～ 7 月16日（木）	第 6 回	10月13日（火）～ 10月15日（木）
第 2 回	7 月24日（月）～ 7 月29日（水）	第 7 回	10月28日（水）～ 10月30日（金）
第 3 回	9 月 1 日（火）～ 9 月 3 日（木）	第 8 回	11月 4 日（水）～ 11月 6 日（金）
第 4 回	9 月15日（火）～ 9 月17日（木）	第 9 回	11月18日（水）～ 11月20日（金）
第 5 回	9 月28日（月）～ 9 月30日（水）	第10回	12月16日（水）～ 12月18日（金）